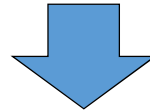


保護観察対象者等の雇用・就業促進

- 保護観察対象者等の社会的自立には、就労による安定した生活基盤の確保が重要
- しかしながら、保護観察対象者等はその前歴から、一般での就職が困難な状況



- 保護観察対象者等を雇用する民間事業者への支援や、協力雇用主の拡大・事業主支援等による雇用基盤整備とともに、保護観察対象者等に対し、就労に必要な基礎的能力等の習得や企業とのマッチングを支援



兵庫県



1 保護観察対象者等雇用拡大促進事業【H25～】〔R3年度予算:6,690千円〕

保護観察対象者等の就労支援活動を行っているNPO法人に就労支援員を配置し、協力雇用主の拡大や事業主支援、シンポジウムや情報誌による広報活動などを通じ、保護観察対象者の雇用基盤整備を促進

(1) 事業内容

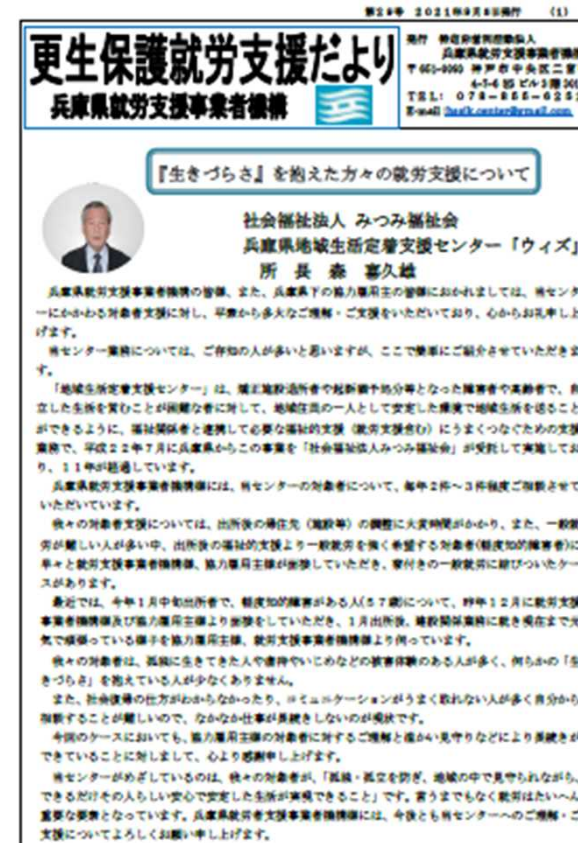
- ① 就労支援員(3名)を配置し、協力雇用主に対する受入れ拡大や新規企業開拓
- ② 事業主向けセミナーや施設見学会などの事業主支援
- ③ 情報誌「更生保護就労支援だより」の発行(年3回)
シンポジウム、協力雇用主研修会の開催 等

(2) 実施方法

NPO法人兵庫県就労支援事業者機構に委託

(3) 実績

	新規開拓登録事業主数
R2年度	46社
R3年度(10月)	19社





2 刑務所出所者等雇用導入促進事業【H27～】〔R3年度予算:6,400千円〕

刑務所出所者等の社会復帰を促進するため、刑務所出所者等を新たに雇用する民間事業者に対し、神戸保護観察所等と連携して最大4ヵ月間の給与、研修費の一部を助成

(1) 助成対象

- ① 国の刑務所出所者等就労奨励金の支給対象となった協力雇用主
- ② コレワークを通じて矯正施設出所者を雇い入れた雇用主(R1年度～)

※ ①、②とも、原則、初めて刑務所出所者等を雇用する雇用主に限る

(2) 対象経費

雇用開始後最大4ヵ月分の給与、研修費

(3) 補助額

(給与7万円 + 研修費1万円) × 4ヵ月 = 32万円

(4) 実績

	受入事業所
H30年度	11社
R1年度	11社
R2年度	13社
R3年度(10月)	8社

刑務所出所者等を雇用する事業者の皆さまへ

**刑務所出所者等の就労機会の拡大を図るため
対象者を受け入れる雇用主を支援します！**

刑務所出所者等雇用導入促進事業補助のご案内
～給与及び研修に係る費用の一部を補助～

県では、神戸保護観察所、コレワーク等と連携のもと、刑務所出所者等を初めて雇用する雇用主に対して、対象者の雇用開始後4ヵ月間の給与及び研修費の一部を補助します。

対象雇用主 ①国の「刑務所出所者等就労奨励金」の支給対象となった県内の協力雇用主
②コレワーク（法務省の矯正就労支援情報センター）を通じて、矯正施設出所者を雇い入れた雇用主 ※①、②とも、原則、初めて刑務所出所者等を雇用する雇用主に限ります。

対象経費 刑務所出所者等の雇用開始後4ヵ月間の給与及び研修に係る費用

補助額 雇入れた刑務所出所者等1人につき最大32万円
((給与7万円/月 × 4ヵ月分 = 28万円) + 研修費4万円)

〔注1〕給与は労働基準法、労働基準法に基づき、雇用主が負担した雇用保険、社会保険料等も加算されます。
〔注2〕月額2万円以上の給与の支給がない場合は、支払った額がその月の補助額（給与分）になります。
〔注3〕月額2万円以上の給与の支給がある場合は、2万円がその月の補助額（給与分）になります。
〔注4〕一雇用主あたりの補助金額は、原則、1名（32万円）までとなります。

申請方法 次の書類を産業労働部労政福祉課（下記参照）まで持参又は郵送ください。
①補助金交付申請書（様式第1号）
②刑務所出所者等雇用導入促進事業計画書（別紙1）
③刑務所出所者等雇用導入促進事業補助対象経費帳簿（別紙2）
④神戸保護観察所長からの協力等依頼書（写し）又はコレワークからの依頼内定依頼書（写し）
⑤会社概要が分かる資料（パンフレット等）、雇用条件が分かる資料（雇用契約書等）
〔注〕予算の都合により申請書の受付ができない場合がありますので、ご了承ください。

申請から補助金交付までの流れ

協力等依頼書受領後 → 交付申請書の提出 → 補助金の交付決定 → 給与・研修の実施 → 実績報告書の提出 → 補助金の受領（帳簿払い）

利用にあたっての注意事項

(1) 申請にあたっては、刑務所出所者等に対し、県へ個人情報（氏名・生年月日等）を提供することの承諾を得てください。
(2) 研修費とは、研修機関等に支払う受講料、出張料、教材費、研修費等に限り、
(例) 大型・中型運転免許取得の費用、能力開発研修費、メンタルヘルス研修費 等
(3) 申請後に補助の対象となっている刑務所出所者等が退職した場合は、速やかに産業労働部労政福祉課に連絡ください。

【問い合わせ先・提出先】 兵庫県 産業労働部労政福祉課 労政福祉課 労政企画班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 ☎ 078-341-7711 (内線3779)



3 保護観察対象者等就労支援プログラム事業【H30～】〔R3年度予算:6,378千円〕 (H30～R2:地域再犯防止推進モデル事業)

民間人材教育会社が保護観察対象者等を1ヵ月間雇用し、神戸保護観察所等関係機関と連携しながら、就労に向けたビジネス基礎研修や職場体験を行うことにより、民間企業等への就職を支援

(1) 支援対象者

保護観察対象者及び保護観察期間中に支援を受けた保護観察期間終了者

(2) 対象者数・研修期間 10名(予定)、最大4ヵ月

(3) 研修内容

- ① ビジネス基礎研修(座学)・・・1週間
社会人としての心構え、就職活動の基礎知識やノウハウ等
- ② 職場体験・・・2週間～1ヵ月
- ③ 就職支援・・・2ヵ月目～4ヵ月まで

(4) 実施手法

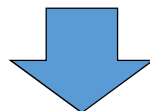
民間人材教育会社に委託(企画提案コンペにより決定)

(5) 実績

	研修参加者数	就職者数
H30年度	3名	2名
R1年度	5名	4名
R2年度	3名	1名
R3年度(11月)	5名	1名

触法障害者・高齢者の再犯防止に向けた地域立ち直り支援

- 矯正施設から退所する障害者・高齢者には、退所後に十分な福祉的支援を受けることができず、軽微な犯罪を短期間で繰り返してしまうことがある
- 起訴猶予処分等により釈放となった障害者・高齢者についても、担当弁護士だけでは必要とする福祉的支援に繋げることが困難



- 兵庫県地域生活定着支援センターと保護観察所や検察庁等の司法機関、弁護士会、福祉関係者と連携し、罪を犯した障害者・高齢者が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、退所後や釈放後に必要とする福祉的支援に円滑に繋ぐための調整を実施





1 兵庫県地域生活定着支援事業(出口支援)【H22～R2年度】

※厚生労働省地域生活定着促進事業

障害者や高齢者で、矯正施設等から退所した後、直ちに自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、地域の中で自立した生活を営むことができるよう、地域生活定着支援センターを開設し、福祉的支援を円滑に利用できるための調整等を実施

(1) 事業内容

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者を対象として、退所後に必要な福祉的支援のニーズ内容を確認し、利用に向けた申請支援等の調整を実施

② フォローアップ業務

コーディネート業務により矯正施設を退所された方が、安定した自立生活を継続して営めるよう、帰住先行政機関や福祉関係者等の支援者と協働し、受入先福祉事業所への助言等を実施

③ 相談支援業務

罪を犯した障害者・高齢者で、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対し、本人やその関係者からの相談に応じ、助言等を実施

(2) 実施方法

社会福祉法人みつみ福祉会へ委託

(3) 支援実績(H22～R2年度末)

障害者	高齢者	その他	計
961人	274人	23人	1,258人



2 障害者・高齢者の地域立ち直り支援事業(入口支援)【H30.12～R2年度】

※法務省地域再犯防止推進モデル事業

司法入口段階にある障害者・高齢者で、福祉的支援が必要と認められる者に対し、**起訴猶予処分等による釈放後**、地域の中で自立した生活を営むことができるよう、**兵庫県弁護士会と協働**し、福祉的支援を円滑に利用できるための調整等を実施

(1) 事業内容

① コーディネート業務

弁護士からの依頼に基づき、起訴猶予等実刑にならない見込みの障害者・高齢者を対象として、釈放後に必要な福祉的支援のニーズ内容を確認し、利用に向けた申請支援等の調整を実施

② フォローアップ業務

コーディネート業務により釈放された方が、安定した自立生活を継続して営めるよう、帰住先行政機関や福祉関係者等の支援者と協働し、受入先福祉事業所への助言等を実施

③ 相談支援業務

罪を犯した障害者・高齢者で、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対し、本人やその関係者からの相談に応じ、助言等を実施

(2) 実施方法

社会福祉法人みつみ福祉会へ委託

(3) 支援実績(H30.12～R2年度末)

障害者	高齢者	計
212人	17人	229人



(拡充)兵庫県地域生活定着支援事業【R3年度～】

※厚生労働省地域生活定着促進事業

令和3年度より厚生労働省地域生活定着促進事業において、従来の矯正施設を退所する障害者・高齢者を対象とした「出口支援」に加え、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等である障害者・高齢者を対象とした、**保護観察所からの依頼に基づく「入口支援」が「被疑者等支援業務」として地域生活定着支援センターの本来業務化**

※兵庫県地域生活定着支援センターが実施してきた弁護士からの依頼に基づく入口支援も引き続き実施

(1) 令和3年度からの事業内容

① コーディネート業務

② フォローアップ業務

③ **被疑者等支援業務**

④ 相談支援業務

※ 保護観察所や検察庁、
弁護士会等関係機関との
連携強化

